（前のページより続き）

特殊法人等
独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十九事業年度上半期決算、西日本高速道路株式会社工事完了、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係　一五六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六七
会社その他
会社決算公告　一七一

省令

○総務省令第八十四号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。